

旧緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人母に関しては、住民票上の住所が異なったものの緊急時避難準備区域内に生活の本拠を認めた上、同人に対し、平成23年10月から平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料（基本分）及び同居していた母や兄と別離し、持病を抱えながらの避難生活であったことを考慮した日常生活阻害慰謝料の増額として一時金20万円が認められ、また、申立人子に関しては、同人が除染の目的で費用を支出して実施した屋敷林の伐採及び屋根瓦の葺き替えについて、そのころ同人に子が生まれたことや当時の周辺地域における放射線量等を考慮して必要性を認め、その費用の一部が除染費用として認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下、申立人2名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）（申立人X1分）
【期 間】自 平成23年10月1日 至 平成24年8月31日
金110万円
2. 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額）（一時金）（申立人X1分）
金20万円
3. 除染費用（申立人X2分）
【期 間】平成25年11月10日及び平成27年12月19日
金50万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金180万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 除染費用

1 除染費用を裏付ける領収書原本の交付

申立人X2は、被申立人に対し、第1項記載の除染費用に関する領収書の

原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

2 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人X2は、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

3 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人X2が第1項記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人X2の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年1月26日

（仲介委員 藤原 靖夫）